

令和3年2月10日

## 都市建設常任委員協議会会議概要

委員長 神山昌則

副委員長 山本武朝

1 開催日時 令和3年2月10日（水曜日）午前9時59分～午前10時38分

2 開催場所 第3・第4委員会室

### 3 報告事項

(1) 令和3年第1回定例会提出予定案件

- ①青森市景観条例の一部を改正する条例の制定について
- ②協定の締結について
- ③青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- ④専決処分の報告について

(2) その他

- ①事故の報告について
- ②令和2年度の除排雪事業について

### ○出席委員

委員長	神山昌則	委員	藤原浩平
副委員長	山本武朝	委員	奥谷進
委員	竹山美虎	委員	里村誠悦
委員	工藤健		

### ○欠席委員

委員 中田靖人

### ○説明のため出席した者の職氏名

企業局長	中川 覚	都市整備部次長	佐々木 浩 文
都市整備部長	平岡 弘 志	浪岡事務所次長	小笠原 聡
都市整備部理事	高村 功 輝	都市政策課長	坂 牛 裕
水道部長	小鹿 継 仁	建築指導課長	本 堂 史 朗
交通部長	赤坂 寛	道路維持課長	櫻 田 文 明
浪岡事務所副所長	三浦 大 延	関係課長等	

### ○事務局出席職員氏名

議事調査課主査	猪口 茂 樹	議事調査課主査	岩 間 憲 仁
議事調査課主査	木 村 結 衣		

**○神山昌則委員長** ただいまから、都市建設常任委員協議会を開会いたします。

なお、本日は、所管の報告事項の説明のため、三浦浪岡事務所副所長が本協議会に出席しております。

また、中田委員が遅刻する予定とのことでありますので、御理解いただきたいと思っております。

本日の案件に先立ち、理事者の皆さんに私から申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、いわゆる3つの密を最小限とするため、次長級以下の職員の委員会室への入室については、引き続き、必要最小限の人数にとどめるよう御配慮をお願いいたします。

それでは、本日の案件に入ります。

令和3年第1回定例会提出予定案件について報告を求めます。

最初に、「青森市景観条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。都市整備部長。

**○平岡弘志都市整備部長** 令和3年第1回青森市議会定例会に提出を予定しております。青森市景観条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

資料1の青森市景観条例の一部を改正する条例案の概要を御覧ください。

市では、特別史跡三内丸山遺跡及び史跡小牧野遺跡を含む北海道・北東北の縄文遺跡群の世界文化遺産登録に向けた、遺跡の保全の取組が行われていることを踏まえ、青森市景観計画の一部を改定し、特別史跡三内丸山遺跡及び史跡小牧野遺跡の資産範囲並びにそれら周辺の緩衝地帯を景観形成重点地区とするとともに、遺跡から見た眺望に影響を与えるおそれのある当該地区における一定規模以上の建築や開発行為等について、良好な景観形成に係る助言や指導を行う必要があるため、届出前に協議しなければならない旨の規定を設けるなど、青森市景観条例の一部を改正するものです。

施行期日については、令和3年4月1日を予定しております。

資料2の（仮称）青森市景観計画（素案）及び青森市景観条例の一部を改正する条例骨子案に対する意見募集の結果についてを御覧ください。

本案件は、令和2年12月11日開催の都市建設常任委員会におきまして御報告申し上げたとおり、「わたしの意見提案制度」を実施しましたが、提出された意見がなかったところでもあります。

青森市景観計画及び青森市景観条例の一部を改正する条例案骨子の公表ですが、意見募集時と同様、市のホームページに掲載するほか、各庁舎及び市民センター等において縦覧に供することとしております。

御報告は以上になります。

**○神山昌則委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。工藤委員。

○**工藤健委員** この一部改正について、周辺の地域の皆さんへの説明はどのような形で行われたのでしょうか。

○**神山昌則委員長** 都市整備部長。

○**平岡弘志都市整備部長** 地域への住民説明会でありますけれども、令和3年1月8日に中央市民センターにおいて説明会を実施しております。

○**神山昌則委員長** 工藤委員。

○**工藤健委員** 中央市民センターとなると、内容は周辺の地域の皆さんに投げかけての説明会なんですか。

○**平岡弘志都市整備部長** 今回、令和3年1月8日に実施しました説明会は、広く青森市民への説明会という位置づけで実施しております。

○**神山昌則委員長** 工藤委員。

○**工藤健委員** 周辺の地域の方には、これを見ると市民センター、コミュニティセンターに——コミュニティセンターはこの地域には近くないですね。一番近いのは高田教育福祉センターとかに資料をおいて縦覧してもらっただけということなんですか。

○**神山昌則委員長** 都市整備部長。

○**平岡弘志都市整備部長** これまで実施してきました説明会等につきましては、先ほど御説明したとおりであります。また、パブリックコメントにつきましても、広く市民の皆様からの意見を募集したところでもあります。なお、今後の予定でありますけれども、広く市民に周知をするため、市のホームページでの公表のほか「広報あおもり」を活用するとともに、現在、届出窓口を用意しておりますパンフレットに、改定後の新たな手続等を反映させることにより、周知を行うこととしております。

○**神山昌則委員長** 工藤委員。

○**工藤健委員** 重点地区内で届出を要する内容——例えば建物を建てる時とかという話はしておりましたけれども、こういった内容が想定されますか。

○**神山昌則委員長** 都市整備部長。

○**平岡弘志都市整備部長** まず、建築物の建築等は建築面積10平方メートルを超えるもの、開発行為につきましては土地面積300平方メートルを超えるもの、こういったものを想定しております。

○**神山昌則委員長** 工藤委員。

○**工藤健委員** 周辺住民の皆さんはいろんな土地を持っていらっしゃるので、10平方メートル以上の建物というのはすぐ建てられるものなので、説明をしておかないとまずいんじゃないですか。景観というのはわかりますけれども、周辺住民の皆さんに周知しておかないと今後トラブルが予想されると思うんですが、その辺はどうお考えでしょうか。

○**神山昌則委員長** 都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 先ほども申しあげましたとおり、現時点での周知の方法につきましては、市のホームページ、あるいは市の広報紙、それから届出窓口でのパンフレットでの周知を図っていきたいと考えております。

○神山昌則委員長 工藤委員。

○工藤健委員 周辺にはきちんと説明をする必要があると思いますので、これは文化財課も関わると思いますので、そういったところときちんと意見をやり取りして進めていただきたいと、ここでは要望しておきます。

○神山昌則委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神山昌則委員長 なければ質疑はこれにて終了いたします。

次に、「協定の締結について」報告を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 令和3年第1回定例会に提出を予定しております協定の締結について御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

工事の名称及び場所については、資料のとおりであります。自由通路等は本年3月の供用開始を予定しておりますが、4年目となります令和3年度の主な工事内容といたしましては、資料青の破線、現駅舎を撤去するとともに、資料赤の破線、自由通路東口の現駅舎と接続する部分や新駅舎での内外装及び設備工事等の残工事を行うこととしており、青森県及び東日本旅客鉄道株式会社東北工事事務所との間で、協定金額28億1306万5623円として、令和3年度に施行する工事に係る協定を締結しようとするものであります。

このたびの協定は、予定価格が1億5000万円以上の工事であることから、地方自治法及び青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の取得及び処分に関する条例に基づき、令和3年第1回定例会に議案として提出することを予定しているものであります。

協定の締結につきましては、以上でございます。

○神山昌則委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神山昌則委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 令和3年第1回市議会定例会に提出を予定しております青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、お手元の資料に基づき御説明申し上げます。

なお、このたびの改正につきましては、保健部に関するものも含まれておりますが、都市整備部でまとめて御説明いたします。

資料を御覧ください。

初めに改正理由ですが、法令の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

改正内容につきましては、1つには、建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律の一部改正に伴い、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合義務対象床面積が拡大されることから、適合性判定申請事務手数料等に区分を追加するもの、エネルギー消費性能を適切に評価できる方法と大臣が認める方法として、新たな計算手法が整備されたため、その手法を用いた場合の適合性判定申請事務手数料等を追加するもの、同法に条項ずれが生じたため、これを引用する青森市手数料条例に定める許可等申請手数料の条項ずれを解消するものであります。

2つには、食品衛生法の一部改正に伴い、許可業種の再編及び営業届出制度が創設されたことにより、行商の登録に係る申請手数料及び行商登録票等の再交付手数料を削除するもの、飲食店営業等の許可に係る申請手数料の名称及び額を改正するものであります。

施行期日につきましては、建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律の改正に伴うものは令和3年4月1日、食品衛生法の改正に伴うものは令和3年6月1日を予定しております。

御報告は以上となります。

**○神山昌則委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。藤原委員。

**○藤原浩平委員** 具体的によく中身がわからないので、この特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への云々という、この辺りのところをもう少しかみ砕いて御説明いただけますか。

**○神山昌則委員長** 都市整備部長。

**○平岡弘志都市整備部長** この建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律の一部改正ですけれども、簡単に言いますと、建築物の設計に当たって無駄なエネルギー消費が生じるような設計になっていないかをチェックするというものになっております。これは、パリ協定を受けて先ほど申し上げました日本の建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律も改正になって、こういった手続が必要になったというところであります。

**○神山昌則委員長** 藤原委員。

**○藤原浩平委員** もう少しかみ砕いていただければと思うんですけれども、特定建築物とは具体的にどのようなものを指すのでしょうか。

**○神山昌則委員長** 都市整備部長。

**○平岡弘志都市整備部長** 担当課から説明させます。

**○神山昌則委員長** 担当課どうぞ。

**○本堂史朗建築指導課長** 建築指導課長の本堂でございます。

議員お尋ねの、どのようなものが特定建築物かというお話だったかと思えます。

特定建築物につきましては、非住宅の建物につきまして 300 平米以上のものを適合対象としております。非住宅——住宅以外のもので 300 平米以上ということになっております。

○**神山昌則委員長** ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神山昌則委員長** なければ質疑はこれにて終了いたします。

次に、「専決処分の報告について」報告を求めます。浪岡事務所副所長。

○**三浦浪岡事務所副所長** 令和 3 年第 1 回定例会に提出を予定しております、事故の和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分について御説明申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

事故の発生は、令和 2 年 12 月 9 日水曜日、午後 3 時 30 分頃、浪岡大字浪岡字若松の主要地方道大鰐浪岡線において、道路維持作業のため道路脇に停車させていた公用車を都市整備課職員が発進させる際、県道を黒石方面に走行していた車両に気づかず路線に進入したため、公用車の右側後部ドアと相手方車両の前部バンパーが接触したものであります。

この件に関しましては、先般、令和 3 年 1 月 21 日に開催された都市建設常任委員協議会で御報告させていただいたところであります。

次に、賠償につきましては、双方協議の結果、市は相手方に対し車両修理費として 28 万 999 円の 9 割の 25 万 2899 円を負担することで合意し、その合意内容について令和 3 年 2 月 4 日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

なお、損害賠償につきましては、市が加入している全国市有物件災害共済で対応しております。

報告は以上でございます。

○**神山昌則委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神山昌則委員長** 質疑はないものと認めます。

以上で、令和 3 年第 1 回定例会提出予定案件についての報告を終わります。

次に、その他の報告を求めます。

最初に、「事故の報告について」報告を求めます。都市整備部理事。

○**高村功輝都市整備部理事** 市道の破損等に起因して発生した事故について、御報告申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

事故の発生は、令和 2 年 12 月 25 日金曜日、午後 4 時頃、問屋町 2 丁目の市道卸売団地線において、走行中の車両が道路の穴に落ちバンパーを損傷したものであります。

事故現場につきましては、事故の通報を受けた当日に道路維持課職員が応急補修し、後日、アスファルトプラントの架道及び天候の状態を見極めながら本格復旧す

る予定であります。

なお、今回の事故については、幸いけが人はなく、市が加入している道路賠償責任保険の引受会社と協議をしながら相手方と交渉中であります。

これまでも、道路破損箇所の早期発見・早期補修につきましては、道路維持課職員のパトロールや職員総パトロール制度により、適宜、実施体制を構築しているほか、市ホームページ上にて、広く市民の皆様へ情報提供の協力を呼びかけているところではありますが、今後とも、より迅速な対応を行い事故の未然防止を図るよう努めてまいります。

報告は以上でございます。

**○神山昌則委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○神山昌則委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「令和2年度の除排雪事業について」報告を求めます。都市整備部理事。

**○高村功輝都市整備部理事** 令和2年度の除排雪状況について、御報告申し上げます。

初めに、今冬の降・積雪状況について御報告いたしますので、お手元の資料1を御覧ください。

資料上段の折れ線グラフになりますが、青森地区における今年度を含む直近5年の午前9時時点の積雪深を年度ごとに色別に表記しております。黒の太線が平年値を示しており、赤の太線が令和2年度を示しております。令和3年1月11日に9時時点としては、今冬最大となる125センチメートルを記録したところです。お手元の資料の令和3年2月8日時点では69センチメートルとなっておりますが、令和3年2月10日時点では74センチメートルとなっております。

次に、下段の折れ線グラフではありますが、こちらは累計降雪量になります。赤の太線は令和2年度を示しており、お手元の資料の令和3年2月8日時点では380センチメートルとなっておりますが、令和3年2月10日時点では、平年より92センチメートル少ない390センチメートルとなっております。

次に、資料1の2ページ目を御覧ください。

こちらは浪岡地区における降・積雪の状況になります。資料上段の積雪深につきましては、お手元の資料の令和3年2月8日時点では57センチメートルとなっておりますが、2月10日時点では62センチメートルとなっております。また、下段の累計降雪量につきましては、お手元の資料の令和3年2月8日時点では322センチメートル、令和3年2月10日時点では、平年より48センチメートル少ない334センチメートルとなっております。

次に、雪に関する要望・相談件数について御報告いたします。

資料2の雪に関する市民相談窓口受付件数を御覧ください。

令和3年2月7日までの受付件数総数は、1万5145件となっております。



令和3年2月9日までの受付件数総数は、1万5272件となっております。

このうち「まちレポあおもり」を通じた相談件数は、1299件となっております。

次に、雪に関する市民相談受付件数及び除排雪進捗率について御報告します。

資料3を御覧ください。

相談件数と除排雪作業の進捗率の推移を表した折れ線グラフとなります。暖気による道路状況の悪化により、相談件数が増加した日もありますが、作業の進捗により相談件数は減少してきております。

現在は、令和3年1月末から令和3年2月4日にかけて降雪があったことから、除排雪作業を実施しており、令和3年2月6日作業終了時点での進捗率は96%となっております。

今後も引き続き、道路交通の確保と市民生活の安定に向け、除排雪作業を迅速に進めてまいります。

報告は、以上でございます。

**○神山昌則委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。藤原委員。

**○藤原浩平委員** 道路の話ではなくて市の施設の関係で聞きたいんですけども、例えば東部市民センターの敷地の中ですけども、駐車場の除雪をして山盛りになって半分くらいになっていて、これ以上降ったら置くところなくなるくらいになっているんです。降雪の少ない今のうちに排雪をやっておかねば、今度来たとき大変困るのではないかというふうなことも思います。そういうところの排雪、それから道路の排雪でも、例えば青い森鉄道の矢田前のほうから見て、住宅地のほうから線路のほうに雪を押しってきているんですけども、そこも雪山になっていて道路もやっと1車線半くらい確保できているように思いますが、そういう寄せ雪の排雪を急ぐべきだと思いますけれども、その点についてお考えを示してください。

**○神山昌則委員長** 都市整備部理事。

**○高村功輝都市整備部理事** 藤原委員の御質疑にお答えいたします。

市所管の各施設の敷地の中または駐車場の排雪をするべきではないかとの御意見につきましては、豪雪災害対策本部の所管ではない部分もありますので、各施設の管理者に道路維持課を通しまして、今のお話をお伝えしたいと思っております。また、矢田前駅周辺、青い森鉄道の沿線に沿った道路のことと思っております。道路の確保というものについては、豪雪災害対策本部の担いでありますので、道路維持課におきまして今お話があったところをパトロールさせて、道路の状況等を確認させていただきます。

**○神山昌則委員長** 次に、里村委員。

**○里村誠悦委員** 除雪に関しましてはスピードが上がって、市民の皆さんからの苦情がなくなったということなんですけれども、私は幸畑に住んでいるんですけども、何年もしゃべっていますけれども一番重要なのはバス路線だと思うんですよ。

交通部と連携して、前の日にわかるわけですから、国・県と連携しながらバスの通りをスムーズに行けるようにやっていただきたい。ともかく、見ただけでも屋根と屋根がぶつかってかがんで歩いていると。毎年ですよ。どうしたらいいんだろうって、片づければいいんですよ。何も問題ない。いつやるか、今でしょうってあるけれども。やはり、その前に前にやらないと。結局、今みたいな後手後手になってしまうので、ぜひ——ヘリコプターじゃなくドローンとかあるんですから。バスも動いているし職員も歩いているんですから、そのところを徹底してみんなでやらなきゃ駄目なんです。市のほうだけで、みんな任せるっていうおんぶにだっこだけでは駄目です。ですから、付近の方からそういうところがあったら必ず電話くださいとか、見に来てくださいとか、広報紙にも全部書いて、そうしないと青森市は駄目だ、住みたくないとなるから。良いところだ、みんなが協力して良い青森だ、住みたいなというために、一番にバスのほうをやってください。バスばかりじゃなく全部やらなくてはならないけれども。特にそのところ、気がつきましたので。県のところの道路も混ざっていますので、県も国も、そのところを連携しながらやっていただきたいと思います。要望です。

**○神山昌則委員長** 次に、竹山委員。

**○竹山美虎委員** 1つ教えてください。雪に関する市民相談受付件数と除排雪の進捗率ですけれども、令和3年1月18日に進捗率が92%、令和3年1月20日に89%とあるんですけども、この中身はどういうことでしょうか。

**○神山昌則委員長** 都市整備部理事。

**○高村功輝都市整備部理事** 除排雪の進捗状況の折れ線グラフですけれども、除排雪対策本部の設置は令和2年11月1日から令和3年3月31日まででありますけれども、その3月31日をピークにグラフが上昇していくというのではなく、主に工区の除雪の指示を出して1回目の進捗が100%に上がっていったものが、また雪が降ったために、再度、除雪の全工区の指示を出した際に一旦リセットされて下がる。そこからまた上がっていくということの繰り返しのグラフになっております。

**○神山昌則委員長** 竹山委員。

**○竹山美虎委員** それは分かる。それは分かるんですけども、普通指示を出したらずっと上がっていく。それで、次の指示があったときに下がるということですよ。令和3年1月下旬はそうなっているんです。ところが、普通だったら——令和3年1月18日に進捗率が92%だったら、93%とか94%になって下がると思うんですけども、ここだけなぜ少し下がっているのか。

**○神山昌則委員長** 都市整備部理事。

**○高村功輝都市整備部理事** 豪雪災害対策本部担当課から説明させます。

**○櫻田文明道路維持課長** 道路維持課長の櫻田です。よろしく申し上げます。私のほうから今の件について回答させていただきます。

竹山委員のおっしゃった進捗率が92%から89%に下がったその原因というのは、

一斉に除排雪の指令を出す前に、このとき風雪がすごくて後潟とか奥内のほうだけ吹きだまりがすごく、そこの部分だけ作業が入った部分が影響してパーセンテージが少し下がったということが原因になっています。このパーセンテージについては、全体の工区——1工区1工区を積み上げた計算式になっておりますので、何か所か作業が着手されるとパーセンテージが若干下がるというグラフになっておりますので、そのように御理解いただきたいと思えます。

**○神山昌則委員長** 次に、奥谷委員。

**○奥谷進委員** 要望であります。先ほど藤原委員からも質疑があったわけですが、私どもの地域が民間の空き地、つまり畑などにも雪寄せ、さらには堆雪をされておるわけであります。今年は全般的に降雪量が多いわけでありますので、早めに、畑に堆雪しておる雪の排雪を早くやっただくように、地域住民からの要望もありますので、そのことを十分御配慮を願いたいということで要望にとどめておきます。よろしくどうぞ。

**○神山昌則委員長** ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○神山昌則委員長** なければ質疑はこれにて終了いたします。

この際、ほかに理事者側から報告事項などはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○神山昌則委員長** 委員の皆さんから、御意見等はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○神山昌則委員長** 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の協議会を閉会いたします。

( 会 議 終 了 )